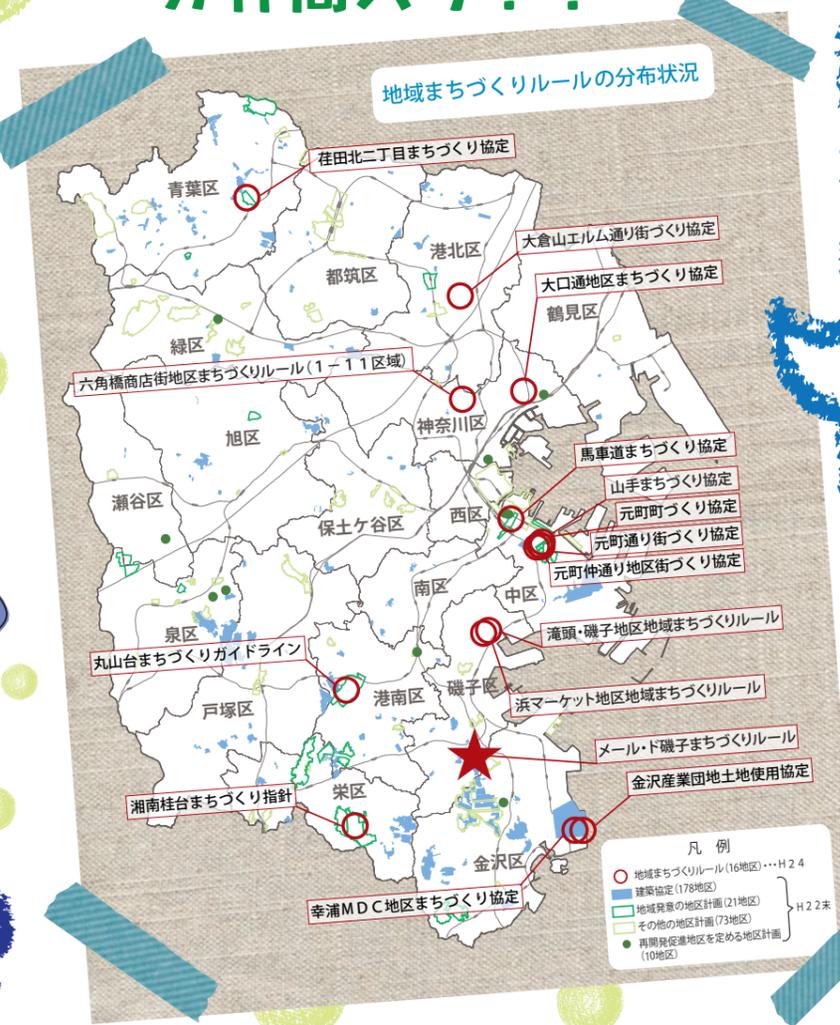


発行：横浜市 都市整備局 地域まちづくり課
TEL 045-671-2696 FAX 045-663-8641 Email: tb-chiikimachika@city.yokohama.jp
取材・編集：NPO法人 アクションポート横浜
TEL / FAX 045-662-4395 Email: info@actionport-yokohama.org

1P 地域まちづくりルールに「メール・ド磯子まちづくりルール」が、仲間入り！
2～3P メール・ド磯子で「地域まちづくりルール」がスタートします！
4P 平成24年度ヨコハマ市民まち普請事業整備助成提案が決定しました！

地域まちづくりルールに「メール・ド磯子まちづくりルール」が仲間入り！！



4月から「地域まちづくりルール」の認定地区が、16地区になります。※

まちのルールづくり相談センター 開設10周年

「まちのルールづくり相談センター」が平成24年度に開設10周年を迎えました。センターでは、職員による出前塾等によるまちのルールづくりの普及促進と、地区計画や建築協定等のまちのルールづくりに向けた地域の活動に対する支援を行っています。センター開設後の地域発意による地区計画策定数は16地区。「賑わいのある街にしよう」、「魅力的な街並みを形成しよう」「今の環境を守りたい」といった地域の想いが形になり、住宅地から商店街、工業団地まで、それぞれの地区の特性に合わせたルールが策定されています。これからも引き続き地域の取り組みを強力に支援していきます。各区役所にも、センターの身近な窓口として「相談コーナー」を設けていますので、ぜひお気軽にご相談ください。

※地域まちづくりルールのほか、建築協定が180地区、地区計画（地域発意型）が23地区で定められています。（地区数は平成25年3月末時点）

平成24年度の「ヨコハマ市民まち普請事業」2次コンテストを平成25年2月3日（日）に横浜市市民活動支援センターで開催し、3件の整備助成提案が選考されました。（一覧表参照）

コンテストでは、7人の審査員により最終選考が行われ、午前中はグループからの発表、午後は審査員と提案グループ間での質疑応答があり、「あったら、いいね！」という提案や、実現への課題を指摘された提案もありました。

まち普請のコンテストは、すべて公開で行われており、会場に駆け付けた多くの市民の方々が、発表から審査・選考に至る過程を共有しました。

審査・選考は、「整備する施設」が周辺の地域の住民に受け入れられているか、整備後の運営に地域の方々が関わるかどうかなど、提案が実現したあとの「地域まちづくりの発展」にどのように寄与するかなどの視点で行われました。

コンテストの来場者からは、「ヨコハマ市民まち普請事業」では、まちづくりの提案に対する整備費用が助成されるだけでなく、『市民や地域が主体となったまちづくりが広がっていくことを重視しているんだな』との感想がありました。

●…コンテストに参加した提案グループの提案と最終的に選考されたグループ…●

提案名称	グループ名	区	選考結果
どんな時もつながり合える街の家族	「どんな時もつながり合える街の家族」の実行委員会	青葉	次回1次免除
夢・街のナビゲート 大倉山コンシェルジュパーク	大倉山に地域交流拠点をつくる会	港北	助成決定
市民の果樹園・農園整備と富士山展望の丘整備	一般財団法人オアシス・畑ミニストリー	栄	—
瀧乃川源流の湧！優！悠！防災井戸作り	瀧乃川保存を考える会	神奈川	助成決定
中川駅前中央遊歩道のルネッサンスプロジェクト	NPO法人ぐるっと緑道	都筑	助成決定



◆会場発表・審査風景



◆コンテストの作品



まちづくりについての情報を募集しています。

まちづくりに関するイベントや参加者募集、地域で行っているまちづくりの取り組みなどの情報を下記までお知らせください。メールマガジン「ヨコハマ人・まち」で広報のお手伝いをします。

＜情報提供のあて先＞
横浜市 都市整備局 地域まちづくり課
Tel 045-671-2696 Fax 045-663-8641

「ヨコハマ人・まち」のメールマガジンは地域まちづくりに関心のある方々への転送、お誘い大歓迎です。

メールマガジンの配信申し込み・停止は、[ヨコハマ人・まち](#) [検索](#) クリック

平成24年度 ヨコハマ市民まち普請事業 整備助成提案が決定しました！

ヨコハマ市民まち普請事業とは…

私たちのまちは私たちがつくる！きっとまちが好きになる
そんな思いをかたちに、市民提案によるハード整備を支援する事業です。
資金・ノウハウ・専門家の派遣などの支援を行っています。
2回の公開コンテストで選考された提案に対して、上限500万円の整備助成を交付する事業です。

平成25年度 ヨコハマ市民まち普請事業の整備提案を募集します。

募集期間 平成25年4月15日(月)～平成25年5月17日(金)

まち普請事業に関する相談窓口を常時開設しています。お気軽にご相談ください。

045-671-2679

メール・ド磯子で地域まちづくりルールが認定されます！！

メール・ド磯子地区は、

J R根岸線新杉田駅の南に約1.5km、バスでおよそ10分のところにある、広さ約7.4haの住宅地です。

この地区はS44年から約300区画の住宅地が順次開発されていきました。

S45.10.24に建築協定が締結され、以降対象区域を広げ、S57、H5、H15の3回にわたって建築協定を更新し、住環境の維持に努めてきた、閑静な住宅地です。

建築協定隣接地でのトラブルと建築協定の期間満了をきっかけにH23.7からまちのルールに関する検討活動を始め、このたびH25.4に横浜市地域まちづくり推進条例に基づく地域まちづくりルール「メール・ド磯子まちづくりルール」が認定されます！！



コラム メール・ド磯子の地域活動 ~マッちょ防犯パトロール隊~

7年ほど前に、空き巣被害をきっかけに、企業戦士だった男性陣で「マッちょ防犯パトロール隊」を結成、自治会の支援組織として活動を始め、いまでは、女性も多数参加しています。“自分の地域は自分たちで住みやすいまちに”を合言葉に「マッちょお助け隊」や「防災支えあい協力隊」など、様々な住民相互の助け合いを行っています。

住民のほとんどが長年住んでいて、自治会役員の経験あり。全員が自治会長のようなまちです。（近藤自治会長）



建築協定と地域まちづくりルールの比較

	地域まちづくりルール	建築協定
効力の及ぶ範囲	地区全体	合意した地権者の敷地のみ
運営主体	地域まちづくり組織と横浜市	建築協定運営委員会
有効期間	6年	10年
定められるルールの種類	建物に関する制限は、建築協定と同じ。加えて生活環境等に関するルールも定められる。	建築物の用途、面積、高さ、外壁の後退距離、敷地分割の禁止等の建物や敷地に関すること。

本地区ではこの制度を選択しました。

1. 活動のきっかけ

地区内でトラブル発生!!

H23.1に、建築協定区域隣接地において、事前協議がないまま単身者向けアパートが建設されました。またH25.3に建築協定が期間満了を迎えることから、住環境を維持するため、地域のルールづくりについて検討することになりました。

このまま建築協定を更新しては、協定を結ぶ方々が減るのではという心配も出ていました。

2. まちづくり手法の勉強

検討委員会の立ち上げ

H23.7に、自治会や建築協定運営委員会のメンバーを中心に検討委員会を立ち上げ、横浜市による出前塾で建築協定や地域まちづくりルールの制度について勉強し、本地区に相応しい制度を検討しました。

とにかく最初は、ルールの制度も、どう進めて良いかもわかりませんでした！（柳澤事務局長）



市の支援制度の助成金も活用でき、助かりました。

みなさんそれぞれの立場でとても積極的に前向きに対応してくれました。特に、自治会役員だけではなく、様々な立場の人にはいていただいたことが、とてもよかったですね。（大澤副委員長）



3. ルールの検討の開始

住民説明会の開催やアンケートの配布

まちのルールづくりについて説明会を開催すると“地区全体でまちのルールを共有したい”といった声や“多様な世代で暮らし続けられるまちにしたい”といった活発な議論がかわされました。アンケートと説明会を重ね、意見をまとめたところ、メール・ド磯子地区には地域まちづくりルールが相応しいという結論に至りました。

住民の方々は、「私たちが決め、私たちが守り、私たちが管理する」地域まちづくりルールが認定されることになり、安心なさっていると思います。（小宮山委員長）



4. まちづくりルールの決定～運用開始

総会による、ルールの決議～運用開始

H24.11に自治会、建築協定運営委員会、検討委員会の3者連名による臨時総会で「メール・ド磯子まちづくりルール」、またその運営主体である「メール・ド磯子まちづくりルール運営委員会」が承認され、運営を開始しました。

またH25.3のまちづくり推進委員会にて審議のうえ承認され、4月に地域まちづくりルールとして認定されます。

メール・ド磯子地区の街並み



メール・ド磯子まちづくりルール運営委員会のみなさん